

2 議 会

1. 議員定数等

(1) 議員定数

現員数 33人（うち女性議員 5人）

令和8年4月1日時点

（適用日：平成23年2月13日 従前の議員定数：38人）

条例定数 34人※

※34人⇒32人（令和5年第4回定例会で条例改正、公布の日（令和5年12月21日）以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用）

(2) 会派別及び党派別議員数

単位：人

会派名	党派名	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組	無党派	計
みらい下関		10						1	11
創世下関		7							7
公明党市議団			4						4
市民連合				1		1		1	3
日本共産党下関市議団					2				2
無所属		1			1		1	3	6
計		18	4	1	3	1	1	5	33

※所属党派名は改選時届出時点のもの

※所属会派名及び所属人員は令和8年4月1日時点のもの

(3) 年齢別・当選回数別議員数（令和8年4月1日時点）

単位：人

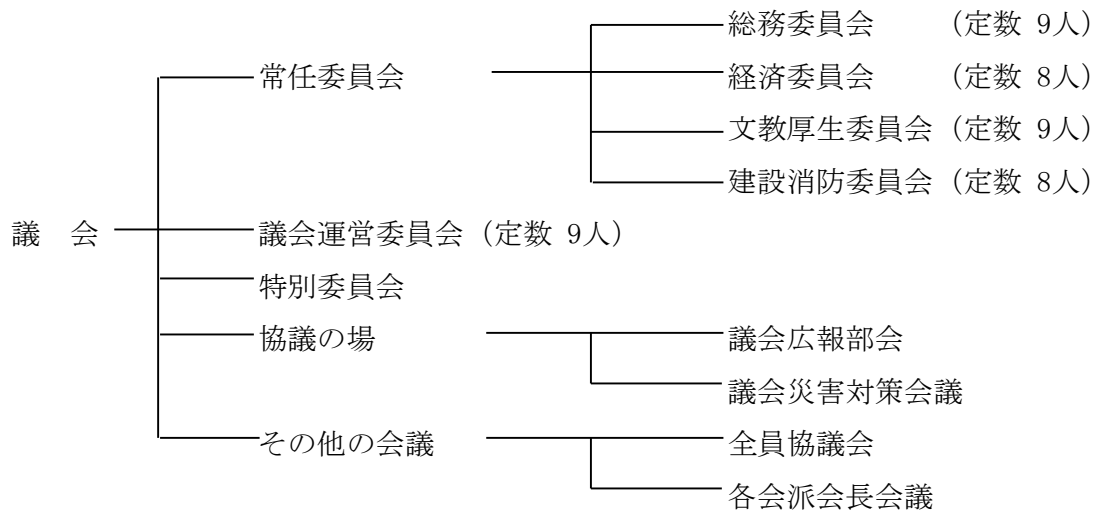
年齢	当選回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
71才～80才		1		2	1		1	1			6
61才～70才		3	2	2		3		1	2	1	14
51才～60才		2	2	2			1				7
41才～50才		1	1								2
31才～40才		1	3								4
計		8	8	6	1	3	2	2	2	1	33

※ 平均年齢 59.58歳 平均期数 3.39期

※ 上記当選回数は合併以前の旧市町議会議員選挙の当選回数を含む。

2. 議会の構成等

(1) 議会の構成



(2) 常任委員会の所管事項

委員会名	定数	所 管 事 項
総 務	9	市長公室、企画政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
経 済	8	環境部、観光スポーツ文化部、産業振興部、農林水産振興部、ボートレース企業局及び農業委員会の所管に属する事項
文教厚生	9	福祉部、こども未来部、保健部及び教育委員会の所管に属する事項
建設消防	8	建設部、都市整備部、港湾局、上下水道局及び消防局の所管に属する事項

(3) 協議の場の設置状況

部会名	組織	所 管 事 項
議会広報	各会派より 1 名	議会の広報紙の編集及び発行、議会のホームページ、議員研修、その他議会広報に関する事項
議会災害対策会議 ※下関市議会業務 継続計画（BC P）の発動要件に 該当する災害が発 生した場合に設置	議長、副議長、 議会運営委員会 委員長及び各会 派代表者	・議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。 ・議員の招集に関すること ・下関市災害対策本部（以下「市本部」）からの情報の収集及び議員への情報の提供に関すること ・議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること ・国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること ・市本部からの依頼事項の実行に関すること。 ・その他議長が必要と認める事項

(4) 特別委員会の設置状況(平成20年～)

特別委員会名	定数	所 管 事 項 (設 置 目 的)
下関海峡エリア ビジョン調査 (R5. 6. 23-)	9	下関海峡エリアビジョンの具現化に向け、様々な個別事業が展開されていく中で、当該エリアビジョンを調査・研究し、市民、または、来関者からも評価される事業展開となるよう、市民を代表する議員で構成される市議会として提言することで、市民の声を行政に届け、ひいては海峡エリアの発展に資することを目的とする。
下関市議会議員 定数等調査 (R3. 6. 30-R4. 3. 28)	10	人口減少の進行や、これまで議会改革に不断に取り組んできた現状を踏まえ、議員定数の適正化と議会運営等の検証・調査を行い、もって本市議会のさらなる活性化、開かれた議会に資することを目的とする。
下関市議会業務継 続計画 (BCP) 調査 (H30. 6. 22-H30. 12. 3)	8	大規模災害等の緊急の事態が発生した際の、下関市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図るための計画策定を目的とする。
一般・特別会計 決算審査 ※ 9 月定例会初日に 設置し、最終日に報 告	10 (-H21) 8 (H22-24) 9 (H25-)	地方自治法第96条第1項第3号に規定する決算の認定に関し、一般・特別会計の決算審査を行うことを目的とする。(企業会計決算は所管の常任委員会での審査)
市出資法人調査 ※ 6 月定例会最終日 に設置し、1 2 月定 例会初日に報告	10 (-H21) 8 (H22-25) 9 (H26-)	地方自治法第221条第3項に規定する法人の経営状況の調査を行い、もって当該法人の設立目的に沿った運営の確立に資することを目的とする。(H13以降、毎年設置 (H30・R3～R8を除く。))
新庁舎建設調査 (H20. 6. 16-H22. 3. 27)	10	合併協議会結果に則り本市の新本庁舎を建設するに当たり、その規模及び機能、事業手法及び費用、財源調達及び市財政への影響等、併せて同施設と総合支所又は支所との有機的連携等についても調査を行い、もって本市の新本庁舎のあり方を探求する。
議 会 改 革 に関する調査 (H21. 2. 27-H21. 12. 4)	10	近年、一連の地方自治法の一部改正により、議会の自主性の拡充、強化に資する所要の整備が行われたが、その後も地方議会のあり方に関し各種の提言等がなされており、また、現在、第29次地方制度調査会においても、地方議会のあり方が引き続き審議項目として取り上げられていることに鑑み、本市議会における議員の定数、政務調査費、報酬、費用弁償等をはじめとする議会のあり方を調査し、以って、本市議会が真に住民を代表する地方民主主義の要の機関として、より一層機能できる体制を整えることをその目的とする。
議会基本条例立案 に関する調査 (H23. 3. 28-H24. 3. 5)	8	地方分権の進展に伴い、市民の自治行政に対する関心が高まりを見せる中、住民自治の時代にふさわしい地方政治のあり方を探り、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指すことを目的とする。

3. 議会の運営

(1) 議会運営委員会

1) 構成人員 9人

2) 所管事項（地方自治法第109条第3項）

議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項の調査、並びに議案、請願等の審査

3) 会派の構成要件

会派の所属議員数は2人以上とする。

交渉団体の資格を有する会派の所属議員数は3人以上とする。

4) 委員の選出方法

会派の所属議員数按分により選出することとしている。ただし、按分数が1に満たない会派についても1人を割り当てることとする。

5) 委員の任期 1年

6) 委員会決定の周知徹底方法

会派から選出されたそれぞれの委員が逐次報告するが、会派に属さない議員を含め決定事項等は全議員に文書をもって通知し周知徹底を図る。

7) 委員会の開催時期

議会開会日のおおむね4日前と、会期中、閉会中に随時開催する。

8) 代理出席

委員の割り当てが1人の会派については、当該委員がやむを得ず欠席する場合に限り、委員外議員としての代理出席を認めることとする。また、副議長は委員外議員として出席することができるものとする。

9) 定足数

委員定数の半数以上の出席としている。（委員会条例第16条）

(2) 議会運営に関する主な事項

1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は、毎年4回とし、原則として3月、6月、9月及び12月に招集される。

2) 本会議の会議時間

会議時間は、午前10時に始める。

3) 議案等の配布

議案は各会派控室への配布を原則とし、その他の通知文書等（議案配付通知、委員会の開催通知等の連絡文書）については、携帯電話、若しくはパソコンへのメールにより通知する（郵送及びファックスによる通知を希望する議員を除く）こととしている。

会議に関する各種資料（その他会議に必要な資料）は、会議中にタブレット端末で閲覧可能としている。

また、市が発行する刊行物等の資料等で急を要さないものについては、事務局に議員用のレターボックスを設けて配布している。

4) 予算の審査方法

一般会計の歳入は総務委員会、一般会計の歳出は、所管の委員会に分割付託、他会計（特別会計・企業会計）は、所管の委員会に付託を行い審査する。

なお、一般会計の補正において、当該歳出予算の内容が一常任委員会に属するもののみの場合においては、歳入予算についても当該常任委員会に付託して審査することとしている。

5) 決算の審査方法

一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託し審査を行う。

なお、一般・特別会計決算審査特別委員会の構成については、各会派に対し、按分により委員数を割り当て選出する。

6) 意見書及び決議の取扱い

原則として、議会開会日のおおむね4日前に開催される議会運営委員会までに案を添え提出されたものを議会運営委員会での取扱い方を検討する。

7) 一般質問、代表質問(関連質問)及び個人質問について

一般質問は、個人質問制で代表質問制はとっていない。

ただし、3月定例会においては、新年度の市長施政方針に対する会派代表制による代表質問と、新年度予算案に対する個人質問を行う。

ア 通告書の提出時期及び通告内容

一般質問の通告内容は質問の件名、要旨・関連する部局及び聞き取り希望日時・場所とし、通告期間については、6月及び12月定例会にあつては当該定例会の招集告示日から初日本会議の前日（その日が市の休日の場合はその日前の直近の平日）の正午まで、9月定例会にあつては当該定例会の招集告示日から常任委員会充て日の最終日の閉庁時までとする。また、通告書の提出は、持参のほか締め切り日必着を条件にファックス、電子メールも認めることとしている。

代表質問については、その関連質問とともに、予算議案配布日の閉庁時までには質問者の氏名（関連質問については発言順位も）を届け出ることとし、予算議案上程日の閉庁時までには、質問件名及び主な質問事項について通告を行うこととしている。なお、いずれも持参のほか締め切り日必着を条件にファックス、電子メールも認めることとしている。

個人質問の通告内容は、質問の件名又は事務・事業名及びその記載資料とページ、並びに質問の要旨、関連する部局及び聞き取り希望日時・場所とし、通告は、予算議案配布日から予算議案上程日の閉庁時までとする。また、通告書の提出は、持参のほか締め切り日必着を条件にファックス、電子メールも認めることとしている。

イ 発言順位の決定方法

一般質問：通告時に、くじにより発言順位を決定

代表質問：大会派順（関連質問：会派が届け出た順）

個人質問：通告時に、くじにより発言順位を決定

ウ 質問時間及び回数の制限

一般質問及び個人質問は一問一答方式とし、いずれの質問においても質問者は質問席ですべての質問を行う。代表質問は初回は演壇にて一括質問・一括答弁、2回目以降は質問席にて、一問一答方式で行うものとする。

一般質問の持ち時間は、答弁を含め1人50分以内とする。

代表質問の持ち時間は、答弁を含め20分×会派人数(ただし6人目からは1人10分)とする。なお、割り当てられた時間の範囲内で関連質問(人数制限なし、一問一答方式)を行うことができる。

個人質問の持ち時間は、答弁を含め1人40分以内とする。

エ 質問の自粛

新年度予算に関連しない事項及び自己の所属する委員会の所管に関わる事項については、個人質問を差し控えるものとする。

8) 質疑について

- ア 発言通告制 なし。
- イ 発言順位の決定方法 挙手の順による。
- ウ 時間制限と質疑回数 質疑時間の制限は行わず、回数は3回までとしている。
- エ 発言場所 すべて自席から。

9) 緊急質問の取扱い

緊急質問は通告制とし、通告内容は質問の件名と要旨とする。緊急質問の通告があった場合は、議会運営委員会において通告内容等を検討、協議し、質問の許否を決定することとする。本会議で直接動議としての質問は認めていない。

発言場所、時間制限、回数制限は一般質問の例による。

10) 文書質問の取扱い

一般質問、緊急質問ができないときは、開会中・閉会中に関わらず議長の許可を得て文書により質問することができる。議長は、文書質問を許可したときは当該質問書を市長その他の関係機関に送付し、答弁がなされたときは速やかに答弁書を文書質問した議員に送付する。

11) 反問権について

理事者が議員に対し意見や考えを問うような質問(反問)をすることは認めていないが、論点整理のために市長その他の関係機関が議長の許可を得て、質問内容の確認を行うことを認めている。

12) 常任・議運委員の任期

常任委員会・議会運営委員会委員の任期は1年とする。(委員会条例第3条、第4条)

13) 委員会傍聴の取扱い

- ア 委員会は原則公開としている。(議会基本条例第5条第2項、委員会条例第19条)

第1及び第2委員会室の傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分し、一般席の傍聴人の定員は8人としている。

なお、第1及び第2委員会室のいずれにも、カメラ、マイク等及びインターネット配信の機器を整備、庁内のテレビ放映及びインターネットによるライブ・録画中継を実施し、間接傍聴が可能となっている。

(3) 請願の取扱い

1) 提出期日

議会開会前の議会運営委員会開催日（開会のおおむね4日前）の前日の正午までに提出されたものを当該議会に上程するよう申し合わせている。

2) 臨時会への付議

臨時会の付議事件に関わるもの及び、次期定例会では時機を失する急施内容のものなど、特定の案件以外は付議しない。

3) 紹介議員の制限

紹介議員の人数については6人を限度とし、正副議長及び請願事項を所管する委員会の委員は請願の紹介議員にならないこととする。

また、学校施設や特定区域の道路整備などについては競合が生じやすく、また、一部の地域の利益に偏るため、行政の公平性を確保する上からもこの種の請願の紹介議員となることは自粛することとする（内容に疑義がある場合は議運で協議する）。

4) 審査の際の紹介議員及び理事者の説明

ア 請願文書表により委員会付託を行う。

イ 委員会が紹介議員の説明を求めることはほとんどなく、理事者からは参考として所見を聞く程度である。

5) 委員会審査報告

本会議での委員会報告は、委員長が口頭で行う。

6) 請願者への結果通知の有無とその範囲

審査結果（採択・不採択・継続審査・審議未了）を直接通知する。

(4) 陳情の取扱い

陳情書・要望書の区別を設けず、また、持参・郵送、市内・市外の住所要件を問わず陳情書として受理する。（令和7年11月から電子申請受付を開始）

議会開会前の議会運営委員会開催日（開会の概ね4日前）の前日の正午までに提出された陳情のうち市内に住所を有する市民（団体等を含む）から提出されたもの（議長の判断により、個人への利益提供や公序良俗に反するような内容のものを除く）について、陳情文書表（陳情の要旨及び所管の常任委員会等を記載）を作成し、議会運営委員会において、陳情書の受理について報告を行う（委員会付託は行わない）。

市外に住所を有する者から提出されたものについては、議長まで供覧後、必要に応じて、所管の委員会へ審査の参考として送付する。

陳情文書表に記載された陳情書については、各所管の常任委員会で内容について検討し、回答できるものについては回答案をまとめ、議長決裁を経て陳情者へ回答する。採択・不採択の採決は行わない。

4. 専決処分事項の指定、条例で定める議決事件等について

(1) 地方自治法第180条第1項関係

(平成25年3月1日 条例第1号)

市長の専決処分事項に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、市長において専決処分にすることができる事項を特に指定することを目的とする。

(専決処分事項)

第2条 市長において専決処分にすることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定の適用を受ける保険金額の最高額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (2) 家賃滞納者に対する市営住宅（改良住宅、特定公共賃貸住宅及び高齢者向け公共賃貸住宅を含む。以下この号において同じ。）の明渡し及び滞納家賃等の支払いの請求並びに不法占拠者に対する市営住宅の明渡し及び損害金の支払いの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (3) その目的の価額が1件100万円以下の訴え（財産権上の請求でない請求に係る訴え及び財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なもの並びに前号に定める訴えを除く。）の提起に関すること。
- (4) その目的の価額が1件100万円以下の和解及び調停（費用負担を伴わない和解及び調停を含み、市が提起した訴え（前号に定める訴えを除く。）についてする訴訟上の和解並びに第2号に定める和解及び調停を除く。）に関すること。
- (5) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の10分の1の額（その額が1,500万円を超えときは、1,500万円）以内の金額に係る変更契約（契約金額以外の議決項目をあわせて変更する契約を除く。）の締結をすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に議会の議決に付した事件については、第2条の規定は、適用しない。

附 則（令和3年3月8日条例第31号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 地方自治法第96条第1項第5号、第8号関係

(平成17年2月13日 条例第64号)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 地方自治法第96条第2項関係

(平成24年3月7日 条例第3号)

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関する事(次に掲げる事項を除く)

ア 関連個別計画の追加及び削除並びに名称の変更

イ 用語や名称などの形式的な変更

(2) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事

(3) 姉妹都市又は友好都市の提携に関する事

(4) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事

(5) 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年12月20日条例第86号)

この条例は、公布の日から施行する。

※ この他にも、議会の議決すべき事件については、「下関市名誉市民条例」(平成17年6月29日 条例第344号)の第2条において「名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。」と規定されている。

5. 議会の活動状況（令和7年）

（1）本会議開催状況

	会期日数	本会議日数	質疑/一般質問				会議時間		傍聴者数
第1回定例会	22	5			2	21	15 時間	39 分	36
第2回定例会	25	8			4	26	26 時間	05 分	60
第3回定例会	30	7				26	21 時間	36 分	73
第4回定例会	16	7		2	4	29	22 時間	48 分	79
第1回臨時会	2	2					20 分		1
第2回臨時会	3	2					26 分		0
合 計	98	31	0	0	2	102	86 時間	54 分	249

※ 質疑/一般質問欄の数字は、左から〔議案・諮問質疑〕〔意見書・決議案に対する質疑〕〔委員長報告に対する質疑〕〔討論〕〔個人質問・一般質問〕の人数である。

キッズルーム使用 3人 難聴者支援システム貸出 0台

（2）本会議及び常任・特別委員会日程（定例会・臨時会） ※閉会中を除く

○ 第1回定例会

2月	7	金	本 会 議	〔補正予算・一般議案〕 ・提案説明/質疑/委員会付託 〔新年度予算〕 ・提案説明
	8	土	休 会	
	9	日		
	10	月		・自宅審査
	11	火		（建国記念日）
	12	水	本 会 議	・個人質問
	13	木	本 会 議	・個人質問
	14	金	休 会	
	15	土		
	16	日		
	17	月	本 会 議	・個人質問 〔新年度予算〕 ・委員会付託
	18	火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	19	水	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	20	木	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	21	金	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	22	土	休 会	
	23	日		（天皇誕生日）
	24	月		（振替休日）
	25	火	常任委員会	・経済委員会（現地視察） ・建設消防委員会
	26	水	常任委員会	・文教厚生委員会
	27	木	特別委員会	・下関海峡エリアビジョン調査
	28	金	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・表決等
			議 運	・正副議長の辞任願等
			本 会 議	・議長の選挙 ・副議長の選挙
			常任委員会	・正副委員長等の互選
			議 運	
			特別委員会	
			議会広報部会	

議案配付日：1月31日（金） 議運：2月3日（月）

◇ 第1回臨時会

4月	17	木	本 会 議	・提案説明/質疑/委員会付託
			常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会 ・建設消防委員会
	18	金	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・表決等

議案配付日：4月10日（木） 議運：4月14日（月）

◇ 第2回臨時会

5月	12	月	本 会 議	・提案説明/質疑/委員会付託
			常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	13	火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
			本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・表決等
	14	水	特別委員会	・下関海峡エリアビジョン調査

議案配付日：5月2日（金） 議運：5月7日（水）

○ 第2回定例会

6月	6	金	本 会 議	〔一般議案〕 ・提案説明/質疑/委員会付託 〔補正予算〕 ・市長施政方針/提案説明
	7	土	休 会	
	8	日		
	9	月		・自宅審査
	10	火	本 会 議	・代表質問（関連質問） 1. 未来下関 2. 創世下関
	11	水	本 会 議	・代表質問 3. 公明党市議団 4. 日本共産党下関市議団 5. 市民連合
				〔補正予算〕 ・委員会付託
				・総務委員会 ・文教厚生委員会
	12	木	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	13	金	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	14	土	休 会	
	15	日		

6 月	16 月	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	17 火	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	18 水	連合審査会	・経済委員会 ・下関海峡エリアビジョン調査
	19 木	本 会 議	・一般質問
	20 金	本 会 議	・一般質問
	21 土	休 会	
	22 日		
	23 月	本 会 議	・一般質問
	24 火	本 会 議 常任委員会	・一般質問 ・文教厚生委員会
	25 水	本 会 議	・一般質問
	26 木	常任委員会	・総務委員会（現地視察）
	27 金	休 会	
	28 土		
	29 日		
	30 月	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・表決等

議案配付日：5月30日（金） 議運：6月2日（月）

○ 第3回定例会

9 月	1 月	本 会 議 特別委員会	・提案説明/質疑/委員会付託 ・一般・特別会計決算審査特別委員会 設置 ・正副委員長の互選
	2 火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会（企業会計決算審査）
	3 水	常任委員会	・経済委員会（企業会計決算審査） ・建設消防委員会
	4 木	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	5 金	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会（企業会計決算審査）
	6 土	休 会	
	7 日		
	8 月	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	9 火	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	10 水	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	11 木	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	12 金	休 会	・整理日 (敬老の日)
	13 土		
	14 日		
	15 月		
	16 火	常任委員会	・経済委員会 (市出資法人調査・現地視察)
	17 水	常任委員会	・文教厚生委員会 (市出資法人調査・現地視察)
	18 木	本 会 議	・一般質問
	19 金	本 会 議 常任委員会	・一般質問 ・経済委員会 ・建設消防委員会
	20 土	休 会	
	21 日		

9 月	22 月	本 会 議	・一般質問
		常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会 (秋分の日)
	23 火	休 会	
	24 水	本 会 議	・一般質問
	25 木	休 会	
	26 金		
	27 土		
	28 日		
	29 月	本 会 議	・一般質問
	30 火	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・一般・特別会計決算審査特別委員長 審査結果報告 ・表決等

議案配付日：8月25日（月） 議運：8月26日（火）

○ 第4回定例会

12 月	2 火	本 会 議	・提案説明/質疑/委員会付託
	3 水	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	4 木	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	5 金	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	6 土	休 会	
	7 日		
	8 月	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会
	9 火	休 会	・整理日
	10 水	本 会 議	・一般質問
	11 木	本 会 議	・一般質問
	12 金	本 会 議	・一般質問
	13 土	休 会	
	14 日		
	15 月	本 会 議	・一般質問
	16 火	本 会 議	・一般質問
	17 水	本 会 議 特別委員会	・各常任委員長審査結果報告 ・表決等 ・下関海峡エリアビジョン調査

議案配付日：11月25日（火） 議運：11月28日（金）

(3) 市議会付議並びに議決事件数

1) 議案・諮問・請願等

	条 例	予 算	決 算	96条第1項 4号～14号	専決処分	その他	請 願	計
可 決	80 (1)	54		93		11		238 (1)
否 決								- (0)
認 定			19					19
承 認					2			2
同 意						5		5
容認妥当								-
採 択								-
不採択							2	2
継続審査								-
取り下げ								-
審議未了								-
撤 回								-
棄却が妥当								-
計	80 (1)	54	19	93	2	16	2	266 (1)

※ () 内は議員及び委員会提出議案数で内数

2) 意見書・決議

意見書	第 1 号	核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書	(第1回定例会)R7. 2. 28否決
-----	-------	-----------------------------------	---------------------

3) 議員及び委員会提出議案の審議結果

区 分	件 名	議決年月日	結 果
第 1 回定例会	下関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	令和7年2月28日	可 決

(4) 委員会等開催状況

委 員 会 名		委 員 会 開 催 回 数			傍聴
		会期中	閉会中	計	
常任委員会	総 務	12	3	15	4
	経 済	12	5	17	1
	文 教 厚 生	14	1	15	2
	建 設 消 防	12	3	15	9
	小 計	50	12	62	16
議 会 運 営 委 員 会		10	10	20	0
特別委員会	下関海峡エリアビジョン調査	3	3	6	0
	一般・特別会計決算審査	6	0	6	0
	小 計	9	3	12	0
協議の場	議 会 広 報	4	12	16	0
合 計		73	37	110	16

※ 管外行政視察日数は除く

(5) 参考人招致の事例

委員会名	件 名 等	年月日	人数
経 済	法人の経営状況を説明する書類の調査について ・公益財団法人 下関市文化振興財団	R7. 9. 16	7
文教厚生	法人の経営状況を説明する書類の調査について ・地方独立行政法人 下関市立市民病院	R7. 9. 17	3
総 務	法人の経営状況を説明する書類の調査について ・一般財団法人 下関市公営施設管理公社 ・公立大学法人 下関市立大学	R7. 10. 2	8
経 済	法人の経営状況を説明する書類の調査について ・一般財団法人 豊浦産業振興事業団 ・株式会社 海響みらい電力	R7. 10. 24	8

(6) インターネット中継アクセス件数
(件)

	ライブ	録画
令和4年	38,499	15,070
令和5年	43,626	18,483
令和6年	53,349	19,531
令和7年	55,195	24,745

※令和6年9月から ライブ中継に字幕表示を追加

6. 議会改革の取り組み

○平成17年

- ①政務調査費に係る収支報告書への領収書の添付義務付け（平成17年度分から）
（議員提案により条例改正）
- ②本会議、委員会でのクールビズ（6月から9月まで）の実施

○平成19年

①正副議長選挙における立候補制の採用

正副議長の申し合わせの任期は議長2年、副議長1年としている。

【選挙までの流れ】

正副議長に立候補しようとするものは議員2名の推薦人を付けた「立候補届」を選挙日の当日9時までに提出し、議会運営委員会で立候補者の確認をする。

所信表明は議場で開催する全員協議会で、届け出順に5分程度行う。（市民の傍聴、テレビモニターによる放映及びインターネット中継を認める）

立候補に当たっての所信表明は議長候補についてのみ行うこととする。

※平成21年の議長選挙時は立候補者の所信表明は行わないこととしたが、平成23年及び平成27年の議長選挙時（いずれも改選後）は、所信表明を行った。（なお、「立候補届」の締切は選挙日の前日正午）

②委員会記録のインターネット公開

平成13年5月に開始したインターネット上での本会議の会議録公開に、常任委員会及び特別委員会の委員会記録（合併後の記録）を追加した。

③政務調査費の使途基準の作成

各会派会長会議において、議員報酬、政務調査費、一般調査視察旅費等について、見直しを検討する中で、政務調査費の使途基準を申し合わせるとともに、「政務調査費の手引き」を作成し配布した。

④新年度予算の審査における個人質問の導入

【導入の経緯】

旧下関市では、新年度予算に対する会派代表質問を行った後に、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、新年度予算案を付託、3日間にわたる概括質疑を行った後、各常任委員会を単位とする分科会を設け、さらに詳細に審査を行っていた。しかし、合併に伴い議員数が104人（在任特例）となったため、在任特例の期間中は特別委員会を設置せず各常任委員会に分割付託することとし、改選後に新年度予算の審査方法を再検討することとした。

改選後の議会運営委員会で協議した結果、在任特例期間中と同様に各常任委員会に分割付託するが、新年度予算に対する会派代表質問の後に個人質問を新たに導入することとした。

【質問の方法等】

項目	平成19年、平成25年～	平成20年～平成24年
通告内容	予算費目等（一般会計においては款・項・目の番号、特別会計及び企業会計においては会計名）、件名又は事務・事業名及び要旨	
発言順序	平成19年……通告順 平成25年～…抽選順	一般会計は各款の項ごとに、特別会計・企業会計は会計ごとに、それぞれ通告順に質問を行う
質問時間	答弁を含め40分	平成20年……なし 平成21年～…質問項目（各会計ごと、但し一般会計は項ごと）につき答弁を含め10分間を目安
質問回数	一問一答方式とし回数の制限はしない。	質問項目（各会計ごと、但し一般会計は項ごと）につき3回まで
質問場所	質問席	自 席
発言内容の制限等	1. 予算に関連しない質問は差し控えることとする。 2. 自己の所属する委員会の所管事項については質問を差し控えることとする（ただし通告した質問に関連し、所管部分に触れる質問をすることまでは制限しない） 3. また、代表質問を行う議員は個人質問を差し控えることとする。	

○平成20年

①決算の審査方法の改善

	変 更 前	変 更 後
1. 議案の提出方法	一般・特別会計を1つの議案として提出	当初予算と同様、会計ごとに、それぞれ独立した議案として提出
2. 議案の提出及び審査時期	9月定例会に上程し、閉会中に審査	9月定例会の会期中に上程・審査
3. 議案の付託先	一般・特別会計と企業会計の2つの決算審査特別委員会を設置し付託	一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は常任委員会に付託

②人事案件における所信表明

議会の同意を要する特別職のうち、副市長、監査委員（議会選出を除く）、教育委員会委員については、再任の場合を除き人事議案の上程される議会の会期中に、全員協議会を開催し、事前に候補者本人の所信を聞くこととした。

③委員会開催通知等のメール配信

これまで、郵送により通知をしていた委員会の開催通知等の連絡文書については、携帯電話、若しくはパソコンへのメールにより通知する（従来通りの方法を希望する議員を除く）こととした。

○平成 21 年

①議会改革に関する調査特別委員会の設置

本市議会の議員の定数、政務調査費、報酬、費用弁償等のあり方を調査するため、2 月定例会で設置、10 回の委員会開催を経て、12 月定例会で、特別委員長が下記内容の調査結果を報告した。

- ・議員定数の見直し 4 人減（38 人→34 人）

…平成 22 年 3 月定例会で条例改正、平成 23 年 2 月 13 日より適用

- ・政務調査費は現状維持（ただし、使途等細部について別な協議の場で検討すべし）
- ・報酬は意見集約できず。（現行の 5 段階の報酬を 3 段階にとの意見があったがまとまらず。）
- ・費用弁償の見直し …平成 22 年 12 月定例会で条例改正、平成 23 年 2 月 13 日より適用

自宅から議事堂までの往復の距離に 1 km 当たり 37 円を乗じた車賃に駐車料 800 円を加算した額（見直し前は距離に応じ 4 千円、5 千円、6 千円の 3 段階）【現在 P40 参照】

…駐車料 800 円は平成 27 年 10 月 13 日、本庁舎立体駐車場共用開始により削除

②農業委員会委員の候補者の見直し

議会の推薦する農業委員会委員 4 名のうち、1 名を女性農業者から選出することとした。（従来は、4 名とも議員の中から推薦）

なお、平成 23 年改選時から、2 名を女性農業者から選出することとした。

○平成 22 年

①議長交際費のホームページ等への公表

平成 22 年 4 月 1 日以降に支出した議長交際費を下関市ホームページで確認できるほか、市政情報閲覧コーナー（市役所本庁舎本館 1 階ロビー）や議会事務局で閲覧できるようにした。

○平成 23 年

①市議会ホームページの充実

市議会ホームページのトップページを全面リニューアルするとともに、キッズページ、議会刊行物、可決した意見書・決議、委員会視察の報告等のコンテンツを追加した。

②委員会記録の積極的な公開

平成 23 年以降の委員会記録については、別に閲覧用の記録を作成し議会図書室で自由に閲覧できるようにした。

また、情報公開条例に基づく平成 22 年以前の委員会記録の公開請求に対しては、事務手続き等の見直しにより、原則、即日対応（閲覧・写しの交付）することとした。

○平成 24 年

①下関市議会基本条例及び下関市議員政治倫理条例の制定

・下関市議会基本条例

本市議会が取り組んできた議会改革をさらに進化させ、住民自治の時代にふさわしい地方議会のあり方を探り、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指すことを目的に「議会基本条例立案に関する調査特別委員会」を平成 23 年 3 月 28 日に設置した。

6月からは、ほぼ委員のみで毎月委員会を開催して協議を重ね、条例素案を基にパブリックコメントや市民説明会での意見を取り入れ、平成24年第1回定例会（3月5日）において賛成多数で可決し、4月1日から施行した。

制定に伴い、平成24年4月から以下のことを実施することとした。

<委員会の原則公開>

市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で公開が定められた本会議に加え、平成24年4月より、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開することとした。具体的には、以下のとおり。

- ・委員会室での直接傍聴を可能とする（※人数制限あり）
- ・委員会のインターネットによるライブ、録画中継配信を開始。

（※同時に複数の委員会が開催される場合には、放送設備のある1委員会のみ配信。）



<委員会放映の様子>

<議会広報の充実>

従来の「議会だより」に加え、年4回（6月、9月、12月、3月）、一般質問や代表質問の特集を新たに行い、議会広報を充実させることとした。

<市民と議会のつどいの実施>

市政のいろいろな課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員と市民が情報や意見を交換できるよう「市民と議会のつどい」を行うこととした。また出席者に対し、アンケートを実施し、議会報告会、市議会、市政運営に対する感想や意見を記載していただき、回答をホームページで公開するほか、支所等の窓口でも縦覧に供している。

<議員研修会の開催>

議員の政策立案能力などの資質向上のため、年1回以上の議員研修会を実施することとした。

また、本条例の制定に合わせて、議員の政治倫理に関し、必要な事項を定めた「下関市議員政治倫理条例」を制定した。（平成24年第1回定例会 3. 5可決、4. 1施行）

・下関市議員政治倫理条例

下関市議会基本条例第19条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営に貢献することを目的として、議員が果たさなければならない最低限の責務について規定している。また、議員が遵守事項に違反している疑いがあると認められる場合、市民や他の議員が調査を請求できる手続きも規定している。

②議案等に対する各議員の賛否の状況の公開

平成24年第1回定例会分から、各定例会・臨時会における議員の個人の各議案に対する賛否等の状況をホームページに掲載することとした。

③委員会記録のインターネット公開（議会運営委員会）

インターネットで本会議録及び委員会会議録（常任・特別）を公開しているが、これに議会運営委員会の委員会記録を新たに追加した。（平成24年4月～）

④議案のホームページ上での公開

平成24年第4回定例会から、開会前の議運終了後、市議会ホームページで議案のPDFデ

ータを公開することとした。

⑤議会開催日程等の広報媒体の拡大

平成24年第1回定例会分から、本会議の開催日程等について、従前の市報及びホームページでの告知に加え、NHK地上波デジタルのデータ放送（平成26年9月まで）、市役所前の太陽光発電インフォメーションシステム及びコミュニティ情報プラザLED情報掲示板（JR川棚温泉駅前）においても広報することとした。

○平成25年

①政務調査費収支報告書及び「政務活動費の手引き」のホームページへの公表

平成24年度の政務調査費収支報告書（領収書を除く）を下関市ホームページで確認できるようにした。また、政務活動費の使用に関し、必要な事項を定めた「政務活動費の手引き」を市議会ホームページでも公開することとした。

②代表質問の見直しと関連質問の開始

下関市議会基本条例において、「代表質問の初回質問を除き一問一答の方式」と定めたことから、一括質問・一括答弁としていた代表質問の見直しをすることとし、各会派の持ち時間についても協議を行った。従来は、会派の所属人数の多寡にかかわらず一律で120分としていたが、国会等を参考に、大会派と小会派とで質問時間を変えることとした。

具体的には、代表質問の合計時間である720分（各会派の持ち時間120分×6会派）を、議員数34人で割った時間が21分であることを基礎に協議を行い、1人あたり20分×会派人数（会派人数が5人を超える場合、6人目から1人あたり10分を加算。）により、各会派の代表質問の持ち時間（答弁を含む）を算出することとした。さらに、質問形式の拡充のため、各会派の持ち時間の範囲内で関連質問ができることとした。

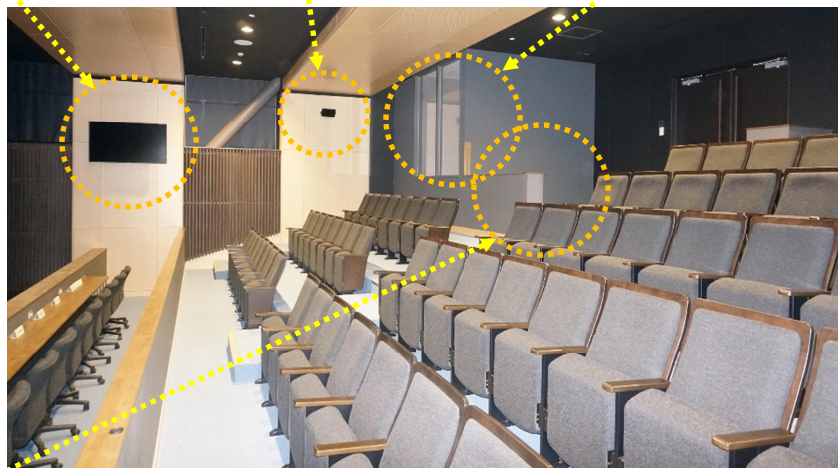
○平成26年

①議会の本庁舎新館移転（2月）に伴う、傍聴者用設備の新設・追加

・傍聴者用ディスプレイ

議場の傍聴席からは、質問席に立つ議員の後ろ姿しか見えないため、傍聴席付近にライブ中継等の映像を映す傍聴者用ディスプレイを2台設置。

傍聴者用ディスプレイ 難聴者支援設備（送信機） キッズルーム



・車いす専用スペース 車いす利用者専用スペース（2台分）を設置。

- ・キッズルーム 子ども連れの方が利用できるキッズルームを新設。
- ・難聴者支援設備 議場内に、難聴者のための支援設備を設置。



＜キッズルームの内部＞



＜難聴者支援設備(受信機)＞

②インターネットライブ・録画中継の拡充

3月定例会

月 日	内 容
2月27日	議長の選挙 議席の決定／会期の決定 副議長の選挙 監査委員選任の同意

・旧議会棟では、RealPlayerにより、本会議と放映設備のある委員会室で行われる委員会のみライブ及び録画中継を行っていたが、議会の本庁舎新館移転（2月）に伴い、複数の常任委員会が同時開催される場合を含め、原則としてすべての本会議及び委員会のライブ及び録画中継を行うこととした。あわせて、市民からの要望があったことも踏まえ、普及が著しいスマートフォンやタブレット端末で視聴できるように、Ustreamによるライブ中継やYouTubeによる録画中継を行うこととした。（再生件数等についてはP23を参照）

※Ustream 及び YouTube の安定稼動が認められるため、RealPlayer は平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止（平成 27 年 12 月 3 日 会派会長会議にて報告）

※視聴環境の改善のため中継方法を Ustream から YouTubeLive に変更（平成 28 年 12 月 5 日）

③委員会の議事日程案のホームページ上での事前公開

- ・平成 26 年第 1 回定例会から、会期中の委員会については、委員会の審査等の日程案を各委員へ通知後、市議会ホームページで日程案を事前公開することとした。

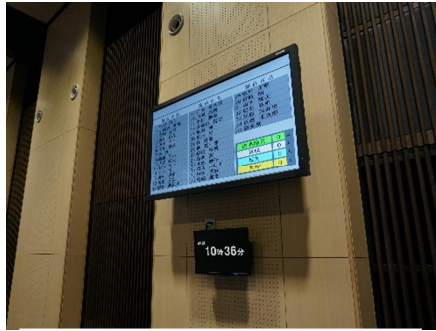
④一般質問の質問順位等のホームページ上での事前公開

- ・平成 26 年第 1 回定例会から、一般質問の質問順位については議会運営委員会で確認後に、また質問の要旨については、一般質問の初日の前日に、それぞれ市議会ホームページ上で公開することとした。また、代表質問、関連質問及び個人質問についても同様に公開することとした。

⑤電子表決システムの導入

- ・議会の本庁舎新館移転（2月）に伴い電子表決システムを導入し、平成 26 年第 1 回定例会から使用開始した。（従前の起立表決に代わるものとしての位置付け）

また、これに伴い、会議録にも、議案等に対する各議員の賛否等の状況を掲載することとした。



＜議場壁面ディスプレイ＞



＜表決ボタン＞

○平成２７年

①下関市議員政治倫理条例の改定

市との契約に関して制限を受ける親族等の範囲を拡げるとともに、その制限を自粛から辞退にと、より厳しい内容に変更することとした。（平成３１年２月１３日改選から）

②常任委員会所管事項の見直し

各常任委員会における審査時間の平準化を図るため、所管事項の見直しを行った。

○平成２８年

①インターネットライブ中継方法の変更

Ustreamは全面広告等により映像を見ることができないことがあるため、ライブ中継をYouTubeLiveに変更した。（１２月５日から）

②所管事務調査結果報告の実施

委員会の所管事務調査について、その内容を本会議で報告すべしと委員会で議決した場合、この議決に基づき委員長から議長に、本会議において報告したい旨とその要旨を所定の様式により申し出ることとした。

○平成２９年

①領収書を含めた政務活動費収支報告書のホームページへの公表

平成２８年度分の政務活動費から、領収書等を含めた収支報告書をホームページで確認できるようにした。

②タブレット端末等の持ち込み及び使用に係る試行の開始

１２月定例会より、タブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用に係る試行を開始することとした。

なお、議員のタブレット端末及び通信費等については政務活動費の使用も可とした。

また、１２月定例会より、会議資料等の電子データを各議員及び議会事務局で共有するため、無料のクラウドサービス（DropBox）を利用しての試行を開始することとした。

③委員会資料の電子化

１２月定例会より、全ての委員会において、資料を電子化した。（冊子等を除く）

○平成30年

①質問通告書の電子メール提出

3月定例会より、各種質問の通告書を電子メールで提出できるようにした。

②ホームページ掲載の議会日程等をカレンダー形式に変更

議会日程等について、Google カレンダーを利用した表示形式に改めるとともに、議員個人のタブレット端末等にも連動させ、スケジュールの確認ができるようにした。

③市出資法人の経営状況に係る調査について

地方自治法第221条第3項に規定する法人（以下「出資法人」という。）の調査について、平成29年までは特別委員会を設置して調査を行っていたが、平成30年は試行的に、特別委員会を設けず、必要に応じて、所管の常任委員会で調査を行った。（※令和元年、令和2年は特別委員会を設置して調査を行った）

④「市民と議会のつどい」のあり方の検討

下関市議会基本条例に基づく「市民と議会のつどい」について、平成30年度は従来の方法から、試行的に、各常任委員会で開催する方法に変更するとともに、開催内容を「委員会の活動方針」に即した各種団体との意見交換とすることとした。

⑤下関市議会業務継続計画（BCP）の策定

6月定例会最終日（H30.6.22）において、大規模災害等の緊急の事態が発生した際の、市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的に、下関市議会業務継続計画（BCP）調査特別委員会を設置した。

本特別委員会では、議員研修会（演題：「自治体の防災対策と災害時における議会、議員の役割」、講師：跡見学園女子大学 鍵屋一教授）や、先進市議会視察（神奈川県横浜市、横須賀市）を行うとともに、閉会中を中心に調査、研究を行い、12月定例会の初日に委員長から調査結果を報告。これを受け、議長決裁により下関市議会業務継続計画（BCP）を策定した。

⑥タブレット端末等の持ち込み及び使用の開始

9月定例会より、タブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用を開始するとともに、会議資料等の電子データを各議員及び議会事務局で共有するため、有料の会議用システム（SideBooks）の利用を開始。なお、利用開始に先立ち、9月定例会初日（8月28日）に、下関市議会会議用システム及び端末機使用基準を定め、同日施行した。

⑦タブレット端末を利用した一般質問の試行を開始

9月定例会より、会議用システム（SideBooks）に格納した電子データを議場内ディスプレイに表示させて質問を行うため、質問席でのタブレット端末の使用を試行的に開始。（各会派1名以内とし、計3名の議員が使用。）なお、使用するデータは議場壁面にある65インチのディスプレイ（出入口側、奥側の2カ所）に表示することとした。

○平成31年・令和元年

①会議用システム（SideBooks）の有効活用

議員を対象とした各種研修案内等については、従来、紙資料での配付を行っていたが、会議用システム（SideBooks）を活用することで、ペーパーレス化を図ることとした。なお、下関市議会業務継続計画（BCP）の関係等、議員に周知すべき資料も同様の取り扱いとすることとした。

②タブレット端末を利用した一般質問の試行を継続

6月定例会より、タブレット端末を利用した一般質問の試行を継続しつつ、全議員へ使用の対象範囲を拡大することとした（使用者は10名）。また、タブレット端末を利用して議場壁面にある65インチのディスプレイに表示されたデータを、議場内カメラで間接的に撮影する形で、インターネット（ライブ及び録画）放映することとした。

③下関市議会業務継続計画（BCP）に基づく研修を実施

9月定例会中の9月2日（火）本会議終了後に、災害時の安否確認の手段として、「災害用伝言ダイヤル（171）」の体験や仕組み等について、また9月25日（水）本会議終了後に、全議員を対象として、BCPの流れや考え方について、いずれも、議会運営委員会主催により、全議員を対象に研修を実施した。

④副議長の申し合わせの任期を1年から2年に延長

12月3日の各会派会長会議において、副議長の任期について、申し合わせの任期を1年から、2年に変更し、12月13日の議会運営委員会で報告した。

○令和2年

①下関市議会業務継続計画（BCP）に基づく安否確認訓練を実施

3月定例会において、全議員のスマートフォン等に、双方向アプリケーション「LINEWORKS」を導入するとともに、9月の防災週間を機に、全議員を対象とした安否確認の操作訓練を行った。

②一般質問等に係るPDFデータの執行部への提供

9月定例会より、一般質問等において議員がタブレット端末を使用して議場内ディスプレイに表示しているPDFデータを、あらかじめ執行部へ提供することとした。

③一般質問等におけるタブレット端末使用に係る取扱要綱の制定

試行していたタブレット端末を使用した一般質問等について、本格運用するにあたり「一般質問等におけるタブレット端末使用に係る取扱要綱」を制定した。（施行は令和3年1月1日）

④議員の通称使用についての取り扱いを追加

議員の氏名は本名を用いることが原則であるが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称（公職選挙法上の通称）を使用できることとした。また、通称で当選した議員については、議長の許可によらず、使用できるものとした。

○令和３年

①本会議や委員会の欠席事由の明確化

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、下関市議会会議規則に、本会議や委員会の欠席事由として、これまで「傷病、出産その他の事故」と規定していたものを、「疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」と改め、より明確化した。また、出産のために出席できない期間の上限として、産前８週から産後８週と新たに規定した。（令和３年７月５日施行）

②請願に係る署名押印の見直し

下関市議会会議規則に、請願書の提出要件として、これまで請願者に提出時に求めている署名押印を、署名または記名押印に改め、併せて請願者が法人の場合についても同様とした。（令和３年７月５日施行）

○令和４年

①インターネットライブ中継及び録画中継の方法の変更

Youtube は不具合が発生したときに業者（Youtube 側）に対応を求めることができないため、Youtube によるライブ中継及び録画中継を取りやめ、令和４年第１回定例会から業者のサーバーを利用したライブ中継及び録画中継に変更した。

②議員定数等の見直しについて協議

下関市特別職報酬等審議会の答申において、議会自ら定数の適正化等の議論を行うことが求められたことから、令和３年第２回定例会最終日である６月３０日に「下関市議会議員定数等調査特別委員会」を設置し、議員定数（３４名）の在り方、議会改革、広報機能の充実等について協議を行い、当特別委員会としての方向性を示すために、採決を行い、現状維持４人、定数削減５人との結果が示されたことから、この結果を受けて、令和４年第１回定例会の最終日である３月２３日に、定数を現行の３４人から２人減らし、３２人とすべきとする調査結果報告がなされた。

その後、令和４年５月６日に開催された、５月臨時会開催に係る議会運営委員会において、議員定数を削減する条例改正案が提案されたが、ここでは、賛成少数により否決。同日、９名の議員により「下関市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が提案され、５月１３日の臨時会最終日に、採決の結果、賛成少数により否決された。

③一般質問における持ち時間の変更

議員定数等調査特別委員会に係る議会改革の一環として、一般質問の持ち時間を、６０分から５０分に変更した。（令和４年６月定例会より実施）

○令和 5 年

①下関市議員政治倫理条例の改正

令和 4 年地方自治法一部改正等に対応し、兼業の報告の対象等を改めるとともに、市との請負状況等の報告義務を定めることで、議員の説明責任の強化を図った。(令和 6 年 4 月 1 日施行)

②議員定数の見直し

令和 4 年に引き続き、議会運営委員会において議員定数の見直しについて協議を行った。

1 2 月 5 日に開催された議会運営委員会において、議員定数を 2 名削減することについて、賛成多数により可決された。その後、第 4 回定例会最終日の 1 2 月 2 0 日に、賛成議員による議員提出議案として、「下関市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が提案され、採決の結果、賛成多数により可決された。

③会派の構成要件の見直し

会派の所属議員数を 2 人以上とした。なお、交渉権を有する会派（いわゆる交渉団体）については従来どおり、所属議員数 3 人以上の会派とした。

○令和 6 年

①聴覚障害者向け議会傍聴用音声認識表示システムの導入

ディスプレイを傍聴席に設置し、令和 6 年第 3 回定例会から、議場及び委員会室での発言をリアルタイムで字幕表示することができるようにした。

また、ライブ中継においても同様に字幕表示の機能を追加した。

②下関市議会委員会条例及び下関市議会会議規則の改正

議会に係る手続き等のオンライン化・デジタル化を図るため、下関市議会委員会条例及び下関市議会会議規則の改正を行った。(令和 7 年 4 月 1 日施行)



<議場 字幕表示ディスプレイ>

○令和 7 年

①副議長の申し合わせの任期を 2 年から 1 年に変更

2 月 1 2 日の各会派会長会議において、副議長の申し合わせの任期を次回選挙（令和 7 年 2 月 2 8 日執行）以降より、2 年から 1 年に変更することとした。

②議会だよりの充実

市議会の広報機能の強化を図るため、令和 7 年 6 月号の議会だよりから、ページ数を 8 ページに拡充し、新たに一般質問（個人質問）における質疑の内容や議案等に対する各議員の賛否の結果を掲載することとした。

③L o G o チャットの導入

災害時の緊急連絡用として使用していた「LINE WORKS」の仕様変更に伴い、その後継として、LGWAN回線を利用した自治体専用ビジネスチャットツール「L o G o チャット」を導入することとした。(令和 7 年 5 月臨時会から)

④陳情書の電子申請受付を開始

陳情書の提出に係る手続きの利便性の向上を図るため、山口電子申請サービスを利用した陳情の電子申請受付を開始した。(令和7年11月28日運用開始)

○令和8年

①オンラインによる方法を活用した委員会運営に関する要綱の制定

大規模災害の発生時や重大な感染症のまん延等によって委員が開会場所に参集することが困難な場合にオンラインによる方法で出席できる「オンライン委員会」の開催について、必要な事項を定めた要綱を制定した。(令和8年1月1日施行)

②L o G oチャットの運用方法等の検討

本会議における執行部のメモ入りの代替手段として、執行部説明員の議場内でのL o G oチャットの使用を認めることとした。(令和8年3月から) また、議会内での連絡ツールとして、L o G oチャットの運用方法等を検討し、本格運用を開始した。(令和8年4月から)

7. 市民と議会のつどい 実施状況

市政のいろいろな課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員と市民が情報や意見を交換できるよう、平成24年から「市民と議会のつどい」を開催している。（平成30年から試行的に各常任委員会で開催している。）

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送ったが、令和4年度は議会運営委員会において、令和5年度以降は各常任委員会の活動方針に沿ったテーマに基づき、各種団体等の相手方と意見交換を行う形で開催している。

（令和7年）

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総 務	令和7年8月8日 13時30分～16時00分 市役所本庁舎 西棟5階大会議室	下関市立大学学生	よりよい下関市にするためには（大学生生活と定住人口の増加について）	10人
	令和7年10月15日 13時15分～16時00分 下関商業高等学校 講堂	下関商業高等学校生徒	よりよい下関市にするためには（高校生活と定住人口の増加について）	12人
経 済	令和7年8月7日 10時00分～12時00分 市議会全員協議会室	（一社）下関観光コンベンション協会	下関の観光の現状と今後について	8人
文教厚生	令和7年8月6日 13時30分～15時30分 市議会全員協議会室	学習支援に取り組む「子どもの居場所」運営団体（7団体）	こどもが安心して過ごせる居場所について～学びの機会の提供とこどもの健全な成長に求められるものとは～	8人
建設消防	令和7年8月5日 13時30分～15時00分 市議会全員協議会室	造園事業者（8団体）	公園・街路樹の整備、維持管理等について	8人

(令和6年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	令和6年7月10日 13時20分～15時00分 市議会全員協議会室	下関市土木建築協同組合	入札制度等について	6人
経済	令和6年8月7日 13時30分～15時30分 豊浦総合支所 2階中会議室	猟友会(6団体)	狩猟の担い手の確保について	9人
文教厚生	令和6年11月11日 13時30分～15時30分 市議会全員協議会室	地域包括支援センター職員	地域包括ケアの取り組みについて～住み慣れた地域で安心して生活をするために必要な支援とは～	12人
建設消防	令和6年11月12日 13時55分～15時45分 市議会全員協議会室	サンデン交通株式会社、 ブルーライン交通株式会社、 下関タクシー協会、 下関個人タクシー協同組合	持続可能な地方公共交通の在り方	7人

(令和5年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	令和5年11月1日 13時30分～16時00分 市議会全員協議会室	地域おこし協力隊員	地域おこし協力隊の現状と今後の課題について	7人
経済	令和5年10月2日 14時00分～15時35分 市議会全員協議会室	下関観光ガイドの会	下関の観光事情について～下関観光ガイドの会の取り組み～	4人
文教厚生	令和5年10月4日 15時00分～17時00分 市議会全員協議会室	障害のある子ども、不登校の子どもなど特別な支援を必要とする子どもに関する関係団体(11団体)	「障害のある子ども、不登校の子どもなど特別な支援を必要とする子どもについて(今、何が必要で、どのような支援が求められているのか)」	14人
建設消防	令和5年8月24日 10時00分～12時00分 市議会全員協議会室、 市議会本会議場	下関商業高等学校生徒	①下関駅周辺地区の活性化について ②あるかぼーと地区の今後について ③バスの利用率向上について	11人

(令和4年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
議会運営委員会	令和4年8月10日 13時30分～16時30分 市議会本会議場、 第1・第2委員会室、執行部控室	下関市立大学学生(下関市選挙啓発サポーター)、 東亜大学学生	①10代、20代の若年層に対し、選挙の投票率を向上させる取組 ②若者層に対する人口増加及び定住を促進させる取組 ③下関市を活性化する取組	10人

(令和元年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	令和元年10月28日 14時00分～15時50分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	まちづくり交付金の使い方	18人
経済	令和元年10月28日 18時00分～19時40分 下関商工会議所3階会議室	(一社)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、サンデン交通株式会社、下関タクシー協会、下関個人タクシー協同組合	交流人口の拡大及び商店街の活性化に向けた取り組みについて	12人
文教厚生	令和元年10月29日 10時00分～12時00分 市議会全員協議会室	「子どもの居場所」に係る関係団体(10団体)	「子どもの居場所についてー今、こどもにとって何が必要なのか、何が求められているのか。」	9人
建設消防	令和元年7月29日 18時30分～20時00分 市議会全員協議会室	(公社)山口県不動産鑑定士協会、(一社)山口県宅建協会下関支部、(一社)山口県建築士協会下関支部、山口県司法書士下関支部、(一社)空地・空家ゼロネットワーク、下関市連合自治会	中心市街地の住環境整備について	12人

(平成30年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	平成30年8月20日 13時00分～14時30分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	住民自治によるまちづくりの仕組み	33人
経済	平成30年10月15日 18時00分～19時50分 下関商工会議所3階会議室	(一社)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、下関タクシー協会	・交流人口の拡大及び商工業の振興 ・下関おもてなしタクシー認定制度の利活用及び商店街の活性化に向けた取り組み	9人

文教厚生	平成 30 年 7 月 20 日 19 時 00 分～20 時 30 分 市議会全員協議会室	地域包括ケア 関係 12 団体	地域包括ケア	20 人
建設消防	平成 30 年 6 月 28 日 18 時 30 分～20 時 10 分 市議会全員協議会室	下関青年会議所 下関商工会議所青年部	下関港ウォーターフロント開発及び新港地区整備	20 人

(平成 29 年以前)

※広く市民の参加を募り、議員が一堂に会して市政全般について意見交換

開催年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
開催日	3 日	3 日	3 日	4 日	3 日	3 日
会場	4 会場	3 会場	5 会場	4 会場	3 会場	4 会場
参加人数	約 320 人	116 人	176 人	163 人	146 人	130 人

このほか、平成 28 年 7 月 13 日に市立下関商業高等学校にて「下関市議会 in 下商」を開催
(参加者：3 年生全員 (198 人))

8. 議員研修会 実施状況

議員の政策立案能力などの資質向上のため、年1回以上の議員研修会を行っている。

開催日	講 師	演 題
令和7年 10月 14日	株式会社日本総合研究所 主席研究員 藻谷 浩介 氏	誰も言わない日本と下関の「実力」
令和6年 10月 30日	國學院大學 法学部教授 高橋 信行 氏	地域公共交通と地方自治体の役割 ―再生に向けて
令和5年 11月 15日	立命館大学 産業社会学部教授 筒井 淳也 氏	少子化対策と働き方改革
令和4年 8月 12日	岡山大学教育推進機構 准教授 中山 芳一 氏	非認知能力 ～未来を生き抜く力～
令和3年 10月 25日	北海道大学大学院 農学研究院教授 野口 伸 氏	下関市におけるスマート農業の役割
令和2年 10月 26日	(株)Blanket 代表 秋本 可愛 氏	介護人材の現状と行政に求める対応 ※Z o o m（オンライン）を利用した 講演形式で実施
令和元年 8月 2日	<講演> ①(株)ザメディアジョン・リージョナル 代表取締役 北尾 洋二 氏 ②(株)レストレーション 代表取締役 森脇 暉 氏	①「商店街はオワコン」なのか？ ～下関における商店街の現状とこれからの在り方 ②パッションと クラウドファンディングでまちづくり ※講演に続き、「まちづくりに必要なもの は？」をテーマにトークセッションを実施
平成30年 7月 26日	跡見学園女子大学教授 鍵屋 一 氏	自治体の防災対策と災害時における 議会、議員の役割
平成29年 8月 2日	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 原田 宗彦 氏	まちづくり手法としての スポーツ都市戦略
平成28年 8月 8日	関西学院大学大学院 経営戦略研究科教授 石原 俊彦氏	新地方公会計の導入と下関市議会の役割 ―会計情報を市政のガバナンスに活かす―
平成27年 7月 24日	東京大学 教授 アジア生物資源環境研究センター長 堀 繁 氏	人が訪れたくなる商店街 ～商店街活性化プランの勘どころ～
平成26年 7月 22日	(公財)下関海洋科学アカデミー 鯨類研究室長 石川 創 氏	下関と鯨の歴史 ～最近の話題を中心に～
平成25年 8月 8日	下関商工会議所 会頭 川上 康男 氏	「役に立つ商工会議所」を目指して
平成24年 7月 24日	日本銀行下関支店長 水野 正幸 氏	経済、金融政策の現状と展望

9. 委員会の活動方針（取り組むべき課題）

常任委員会と議会運営委員会では、その担当する事務について積極的に調査研究等を行うため、平成24年4月1日に施行された「議会基本条例」の規定に基づき、年度ごとに活動方針について十分な検討を行なうこととしている。

	総務委員会	経済委員会	文教厚生委員会	建設消防委員会	議会運営委員会
令和8年	①財政健全化・行財政改革 ②職員の人材確保と業務体制の見直し ③デジタル社会の構築 ④地域コミュニティ ⑤防災・減災対策 ⑦公立大学法人管理運営業務 ⑧選挙啓発業務 ⑨移住・定住人口の増加及び交流人口の拡大 ⑩過疎対策	①農林水産の振興 ②スポーツ振興 ③観光・産業振興	①妊娠・出産・産後における支援 ②国際教育の充実 ③重層的支援体制整備事業 ④新病院整備事業	①住環境及び市街地の整備 ②公共交通施策 ③公共施設整備事業 ④ウォーターフロント開発及び港湾施設の整備と利用促進 ⑤救急消防業務及び消防団の充実強化等 ⑥上下水道局中長期ビジョン（経営戦略）	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の活用の更なる充実 ③大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画（BCP）に基づく議会の活動の検証 ④議会図書室の強化
令和7年	①財政健全化・行財政改革 ②人材確保と人材育成 ③デジタル社会の構築 ④地域コミュニティ ⑤安全・安心なまちづくり ⑥防災・減災対策 ⑦公立大学法人管理運営業務 ⑧選挙啓発業務 ⑨移住・定住人口の増加及び交流人口の拡大 ⑩過疎対策	①観光振興 ②農林水産の振興 ③スポーツ振興 ④産業振興	①子育て支援 ②高齢者の福祉 ③教育環境の充実 ④重層的支援体制整備事業	①住環境及び市街地の整備 ②公共交通施策 ③公共施設整備事業 ④下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑤救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑥上下水道局中長期ビジョン（経営戦略）	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画（BCP）に基づく議会の活動の検証 ⑤若者を対象とした議会広報の更なる充実
令和6年	①財政健全化・行財政改革 ②デジタル社会の構築 ③地域コミュニティ ④防災・減災対策 ⑤下関市立大学総合大学化推進業務 ⑥選挙啓発業務 ⑦移住・定住人口の増加及び交流人口の拡大 ⑧過疎対策	①産業振興 ②スポーツ振興 ③農林水産の振興 ④脱炭素社会の振興	①子育て支援 ②高齢者の福祉 ③子どもをとりまく教育環境の充実 ④子育てに係る人材不足	①住環境及び市街地の整備 ②公共交通施策 ③公共施設整備事業 ④下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑤救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画（BCP）に基づく議会の活動の検証

10. 報酬・期末手当及び費用弁償

(1) 議員報酬額

	報酬月額	施行年月日	改正前
議 長	655,000円	H25. 4. 1	675,000円
副 議 長	590,000円	H25. 4. 1	610,000円
常 任・議 運 委員長	572,000円	H25. 4. 1	592,000円
常任・議運 副委員長	558,000円	H25. 4. 1	578,000円
議 員	545,000円	H25. 4. 1	565,000円

(2) 市長等の給与

	現 行	
	月 額	施行年月日
市 長	1,060,000円	H25. 4. 1
副 市 長	860,000円	H25. 4. 1
教 育 長	725,000円	H27. 4. 1
公 営 企 業 管 理 者	750,000円	H26. 4. 1
常 勤 監 査 委 員	613,000円	H25. 4. 1

※公営企業管理者は、上下水道事業管理者とボートレース事業管理者である。

※R2. 6. 1からR3. 3. 31までの間、市長及び副市長は20%、市長及び副市長以外は15%減額した給料月額を適用している。(新型コロナウイルス感染症拡大のため)

(3) 議員の期末手当（令和7年度支給実績）

6月 125／100 12月 127.5／100

《下関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条》

「議員には、下関市一般職の職員の給与に関する条例の規定の例により期末手当を支給する。ただし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額と当該月額に100分の45を乗じて得た額との合計額とする。」

(4) 費用弁償等

1) 政務活動費(平成20年4月～)

- ・ 交付額 1人当たり 月額 50,000円(年額600,000円)
- ・ 政務活動費を充てることができる経費の範囲

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

- ・ 交付方法

会派の所属議員数に応じ算定した額を、4月と10月の年2回、会派に対し半期ごとに交付する(会派の所属議員が1人の場合も含む)。

- ・ 支出科目

負担金補助及び交付金

2) 一般調査視察旅費(1人当たり) 150,000円/年

3) 委員会等視察旅費(1人当たり)

常任委員会・特別委員会 122,000円/年

議会運営委員会 122,000円/年

議会広報部会(協議等の場) 122,000円/年

4) 国際親善旅費(年額) 2,800,000円

姉妹都市及び友好都市との交流を行うための経費。

5) 会議出席費用弁償の額（令和2年4月から適用）

・支給額

支給額=20円×自宅からの往復距離（1km未満端数切り捨て）

※ 公用車など、市においてその費用を負担する手段を利用して本会議等の会議に出席した場合、その利用が全行程の一部であるときは、算出した額の2分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）の費用弁償を随時支給する。（当該手段の利用が全行程にわたる時は費用弁償を支給しない）

・支給対象

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会広報部会

・支給方法

翌月の中旬に支給

（5）旅費の基本構成（R7.4.1施行）

1) 交通費

項 目	内 容
鉄道賃	(1)運賃、(2)急行料金、(3)寝台料金、(4)座席指定料金、 (5)特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という）に限る）、 (6)上記(1)～(5)に付随する費用 ※(2)～(6)は、公務のため特に必要とするものに限る。
船賃	(1)運賃、(2)寝台料金、(3)座席指定料金、 (4)特別船室料金（市長等に限る）、(5)上記(1)～(4)に付随する費用 ※(2)～(5)は、公務のため特に必要とするものに限る。
航空賃	(1)運賃、(2)座席指定料金、 (3)上記(1)、(2)に付随する費用 ※(2)、(3)は、公務のため特に必要とするものに限る。
その他の交通賃	(1)路線バス等の運賃、(2)タクシーの運賃、 (3)レンタカーの賃料、(4)上記(1)～(3)に付随する費用、 (5)自家用車使用の費用 ※(2)～(5)は、公務のため特に必要とするものに限る。

2) 宿泊費

旅費規則で定める宿泊費基準額を上限に実費支給

3) 宿泊手当

旅費規則で定める宿泊1夜当たりの定額支給 2,400円

※朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

※朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

4) 渡航雑費

旅費条例及び旅費規則に定める外国旅行に要する雑費を実費支給

11. 議会図書室

(1) 蔵書冊数 1, 0 1 0 冊 (H27.4.1現在)

12. 議会刊行物

R8.4.1現在

名 称	内 訳 等	発行部数	配 布 先	編 集 方 法
会 議 録	・定 例 会 ・臨 時 会	各 1 4 部	市 長…1部 市政資料閲覧コーナー…1部 市立図書館…8部 議会図書室(閲覧用)…1部 議員談話室…1部 議会事務局…1部 ※議会ホームページで閲覧可能	事務局において 反訳後、校正を 行う。
議 会 資 料	・「しものせき 市政の概要」 ※議員改選時に発行 ・各会計当初予算 業務概要 ・市議会要覧	1 0 部 7 5 部 —	図書館など ※タブレットによる閲覧向 けに作成している ※議会ホームページでも公 開している 関 係 市 議 会	議事課調査係で 資料の収集を行 い編集発行。
議 会 広 報	・「しものせき議会だより」に委員会報告、代表質問、一般質問等を掲載し、年4回(3,6,9,12月)市報に差し込む形で発行。A4版/8ページ/フルカラー ・市報に「議会からのお知らせ」を掲載。原則A4版/半ページ ※いずれも該当月毎に118,500部を発行			

しものせき議会だより(表紙)



議会からのお知らせ

下町花いっぱい計画
花壇管理者の募集

唐戸から下町駅の間道9号線「海城花通り」の花壇に花苗の植え付けを行い、街を美しく保つ意識をまちづくり活動につなげます。「海城花通り」の花壇を管理していただける方を募集しています。
あなたも一緒に街を花でいっぱいしませんか。
国電沿道下町駅駅前広場
国電下町駅前広場(〒231-2001)
国電市街地(〒231-1225)

個人向け防犯カメラ設置費用の一部を補助します

国市内在住の個人で、自らが居住する住宅に防犯カメラを設置する方
防犯カメラの購入費と設置工事費の2分の1(1世帯上限3万円)を補助します。
国1月30日(金/必着)までに直接が郵送で、申込書と生活安全課市役所本庁舎西棟1階エントランス(〒750-4521)まで届けてください。※申込書は市役所で取得できます。※先着順で予算の範囲を超過した場合は受け付けを終了します。
国生活安全課(〒242-7162)

ふるさと納税制度活用
クラウドファンディング

▶先立増・増収の経費を多くの方に届けるため、修繕工事と修繕費を募集する事業
▶築125年の古民家を改修し、宿泊・飲食・体験を組み合わせた「山荘まるごと体験施設」をつくる事業
▶独自の史料、豊かな歴史、豊かな自然環境など「下町らしさ」を凝縮した冷凍弁当を販売する事業
国12月31日(水)まで。※寄附金は、ふるさと納税として市報費や仕立料の控除の対象となります。※詳しくはQRコード。
国産策課(〒231-1265)

会計年度任用職員(障害者対象)を募集します

国障害者手帳の交付を受けている方
国8人程度
▶説明会(国1月24日(土)/市役所本庁舎西棟5階)採用後の業務内容の説明、配属事項、パソコン技術の研修など、説明会への参加が採用の必須条件です。
※採用日は4月1日以後です。国1月9日(金/必着)までに、直接が郵送で登録申請書、障害者手帳の写しを国(〒750-4521)まで届けてください。国1月9日(金/必着)まで。
国国策課(〒231-1140)

議会からのお知らせ

国議会事務局(〒231-4121)

◆第4回定例会◆

日	曜日	会期など
12/2	火	本会議(夜間説明など)
3-8	水-月	常任委員会
9	火	休会(議理日)
10-16	水-火	本会議(一般質問)
17	水	本会議(議決など)

※土・日曜日は休会。※午前10時開会予定。
※開会時間は30分前から受け付け。

公職にある者のあいさつ状(年賀状、暑中見舞い状など)は、公職選挙法で禁じられています。
下町市議会では、苦言を含めてすべてのあいさつ状を自粛していますので、市民の皆さまのご理解をお願いします。
皆さまにとって幸多き新春となりますよう、心よりお祈り申し上げます。
下町市議会

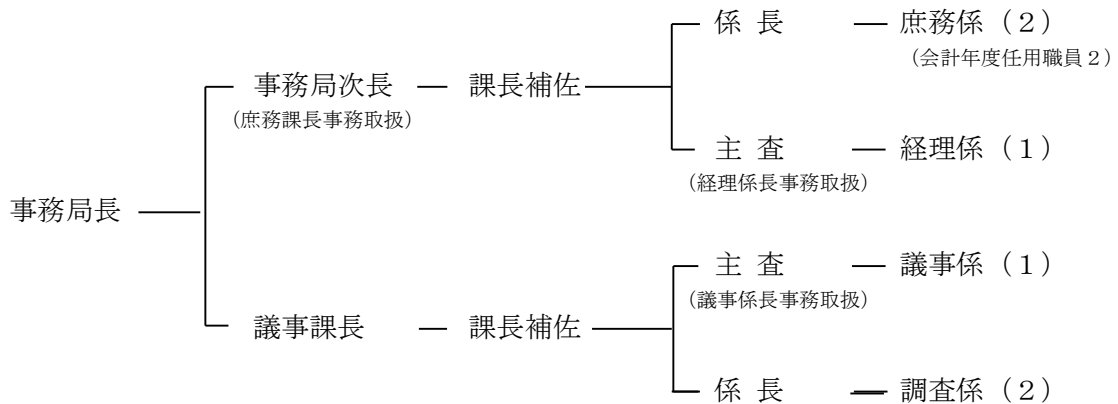
国12月31日(水)まで。国1月9日(金/必着)までに、直接が郵送で登録申請書、障害者手帳の写しを国(〒750-4521)まで届けてください。国1月9日(金/必着)まで。
国国策課(〒231-1140)

13. 議会事務局

(1) 機構と職員数（令和8年4月1日）

現員数 15人 （条例定数 16人）

会計年度任用職員 2人



(2) 事務分掌

庶務課

庶務係

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の収発保管及び保存に関する事。
- (3) 人事及び服務に関する事。
- (4) 議員の身分及び資格得失に関する事。
- (5) 正副議長の秘書及び機密に関する事。
- (6) 儀式、交際及び接遇に関する事。
- (7) 式辞、あいさつ等起草に関する事。
- (8) 備品及び消耗品の管理、受け払いに関する事。
- (9) 議長会及び事務局長会議に関する事。
- (10) 議場、委員会室及び控室等の管理に関する事。
- (11) 自動車に関する事。
- (12) 議場の警備及び取締りに関する事。
- (13) 他の主管に属さない事。

経理係

- (1) 議会費予算及び決算に関する事。
- (2) 議員の報酬及び費用弁償、その他諸給与等支出に関する事。

議事課

議事係

- (1) 本会議、委員会及び公聴会に関する事。
- (2) 議案の受理及びその取扱いに関する事。
- (3) 議会の議決事項の処理に関する事。
- (4) 請願書及び陳情書等に関する事。
- (5) 諸会議の通知及び議員の出欠に関する事。
- (6) 議会に係る条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (7) 会議録の調製、編さん、保存に関する事。
- (8) 議事日程及び諸般の報告に関する事。
- (9) 議員提出議案に関する事。
- (10) その他議事に関する事。

調 査 係

- (1) 市政全般の調査に関すること。
- (2) 各種の調査資料の収集及び統計に関すること。
- (3) 世論調査に関すること。
- (4) 情報の収集及び整備に関すること。
- (5) 議会の広報に関すること。
- (6) 議会図書室に関すること。
- (7) 関係法令に関すること。
- (8) 議会の先例調査に関すること。
- (9) 視察の受入れに関すること。
- (10) その他調査研究に関すること。

(3) 各階の内訳

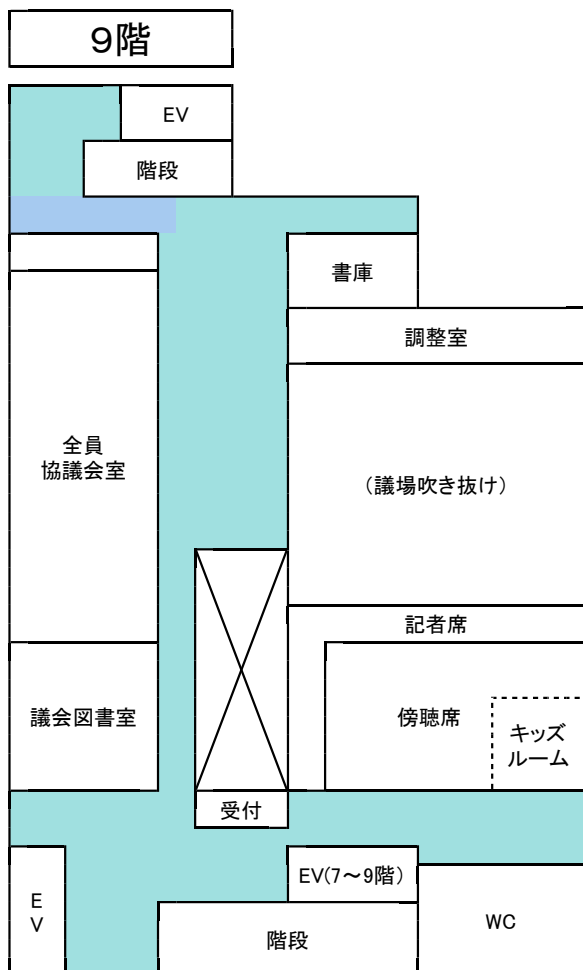
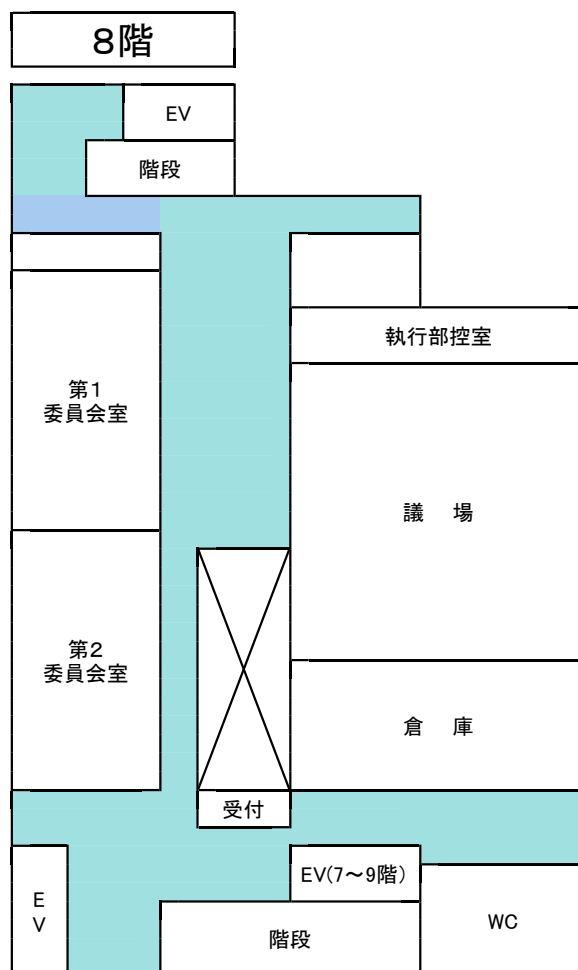
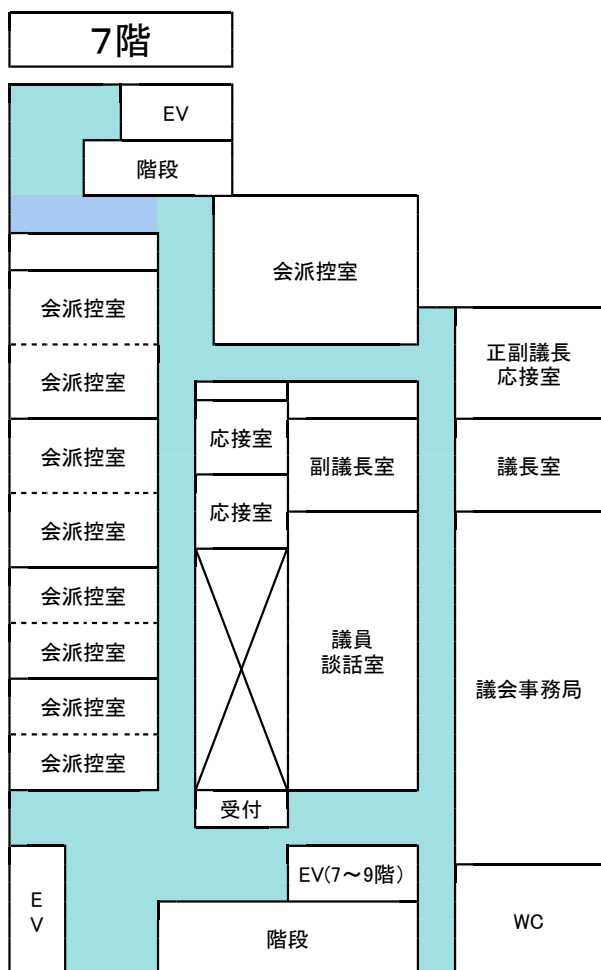
- 7階 議長室、副議長室、正副議長応接室、会派控室、議員談話室、応接室、議会事務局
 8階 議場、執行部控室、委員会室、倉庫
 9階 議場（傍聴席／記者席等）、全員協議会室、議会図書室、調整室、書庫

(4) 各室の主な設備

室 名		面積(㎡)	主 な 設 備 等
議 場		262	電子表決システム、大型ディスプレイ(80インチ)、電子表決結果表示用ディスプレイ(65インチ) 2台、残時間等表示用ディスプレイ(22インチ) 2台
傍聴席/記者席等		128	傍聴席70席、記者席13席、キッズルーム(9.7㎡)、車いす利用者用スペース(2台分)、難聴者用設備、議会中継用ディスプレイ(55インチ) 2台、聴覚障害者向け字幕表示用ディスプレイ(50インチ) 1台
調 整 室		49	映像放映及び録音関連機器一式、登退庁システム(サーバー)
執行部控室		52	議会中継用ディスプレイ(42インチ)
委員会室	第 1	102	傍聴席 8 席、映像放映及び録音関連機器一式、議事録作成支援システム プロジェクター、スクリーン、ディスプレイ(42インチ) 2台 聴覚障害者向け字幕表示用ディスプレイ(43インチ) 1台
	第 2	102	傍聴席 8 席、映像放映及び録音関連機器一式、議事録作成支援システム スクリーン、聴覚障害者向け字幕表示用ディスプレイ(43インチ) 1台
全員協議会室		148	傍聴席 8 席、映像放映及び録音関連機器一式
議会事務局		141	登退庁表示・議会中継兼用ディスプレイ(46インチ) 議事録作成支援システム(サーバー)
議長室・副議長室		82	登退庁表示・議会中継兼用ディスプレイ パソコン、プリンター
西棟 1 階ロビー		—	登退庁表示用ディスプレイ(40インチ)
西棟 7 階受付		—	登退庁表示用ディスプレイ(40インチ) 登退庁システムタッチパネル
西棟 8 階ロビー 西棟 9 階ロビー		—	議会・委員会中継用ディスプレイ(第1委員会室前(65インチ)、第2委員会室前(42インチ)、全員協議会室前(42インチ)、各階トイレ前(42インチ) 計 5 台)
会派控室		298	登退庁表示・議会中継兼用ディスプレイ接続端子 無線 LAN、パソコン、プリンター
議員談話室		54	登退庁表示・議会中継兼用ディスプレイ

※ 7 階～9 階の各室に W i - F i 環境を整備（庁内ネットワーク無線 LAN を使用）

(5) 各室の配置状況



(6) 議会の予算（令和8年度）

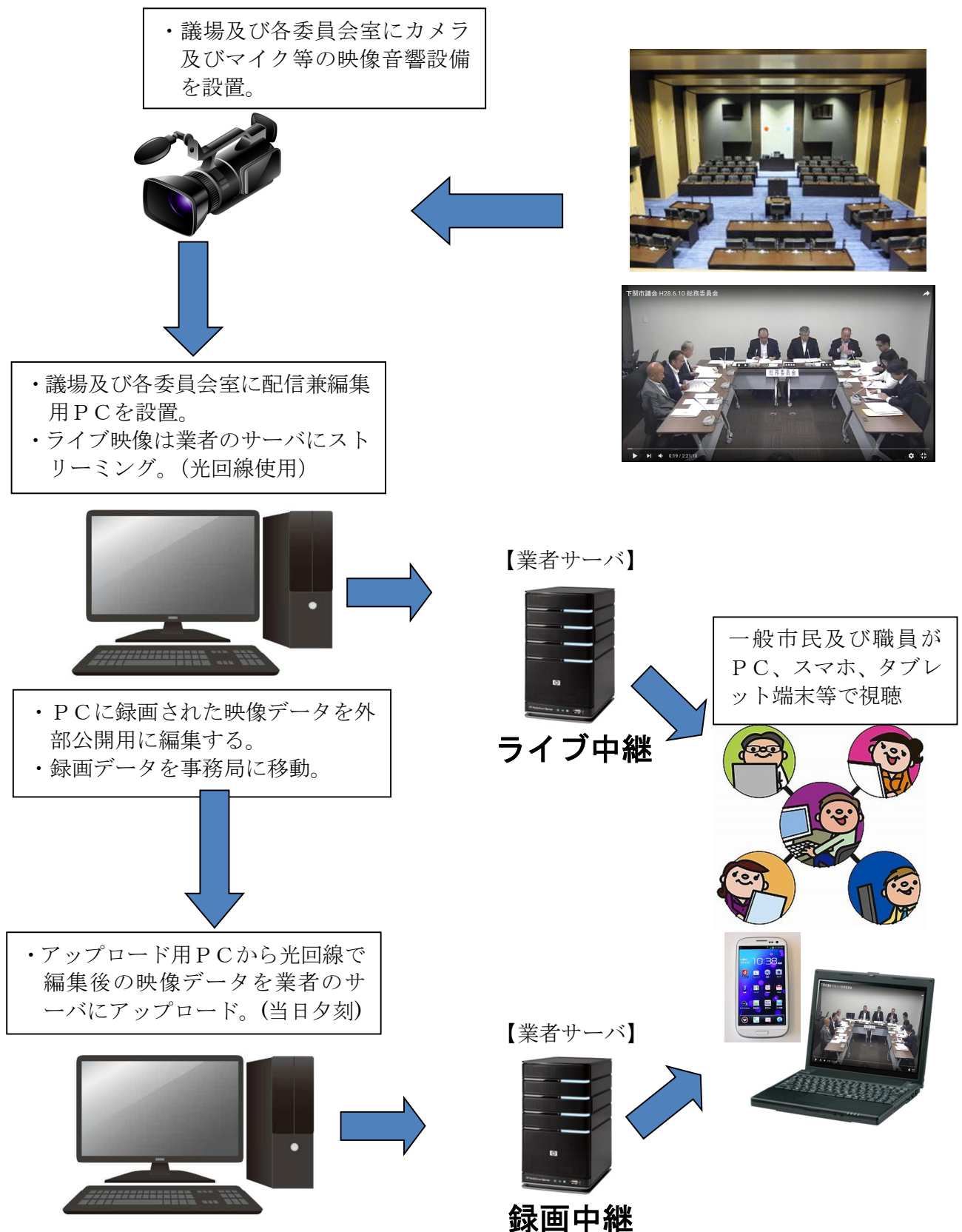
当初予算額 556,777 千円（一般会計中 0.4%）

（単位：千円）

区 分	予 算	説 明	
報 酬	223,214	・ 議 長 ・ 副 議 長 ・ 常任・議運委員長	・ 常任・議運副委員長 ・ 議 員 ・ 会計年度任用職員
給 料	70,305	・ 一般職給	
職員手当等	113,561	・ 扶養手当 2,664 ・ 住居手当 1,443 ・ 通勤手当 1,613 ・ 時間外勤務手当 3,500 ・ 管理職員特別勤務手当 144	・ 管理職手当 3,264 ・ 期末勤勉手当 31,985 ・ 議員期末手当 67,148 ・ 児童手当 1,800
共 済 費	78,966	・ 共済組合負担金 23,770 ・ 議員共済組合負担金 54,457 ・ 互助会負担金 141	・ 社会保険料 598
報 償 費	200	・ 議員研修会等講師謝礼 200	
旅 費	20,089	・ 一般調査視察旅費 4,785 ・ 委員会視察旅費 5,734	・ 会議出席費用弁償 985 ・ その他旅費 8,585
交 際 費	2,000		
需 用 費	10,986	・ 消耗品費 3,797 ・ 燃 料 費 668 ・ 食 糧 費 200	・ 印刷製本費 6,021 うち議会だより印刷 5,971 ・ 修 繕 料 300
役 務 費	445	・ 通信運搬費 331 ・ 手 数 料 66	・ 保 険 料 48
委 託 料	4,027	・ 議場設備保守点検 634 ・ 議会フロア警備 836 ・ 会議録検索システム運用 1,298	・ 議会だより運搬・配送 1,259
使用料及び 賃 借 料	8,839	・ 機械設備借上料 5,946 うち映像配信システム使用料 1,782 ・ 物品借上料 30 ・ 自動車借上料 2,401	・ 有料道路通行料 360 ・ 駐車場使用料 40 ・ テレビ受信料 47 ・ 入場料 15
備品購入費	-		
負担金補助 及び交付金	24,145	・ 会議出席負担金 370 ・ 全国市議会議長会負担金 1,328 ・ 中国市議会議長会負担金 125 ・ 山口県市議会議長会負担金 179 ・ 内外情勢調査会会費 238 ・ 全国競艇主催地議会協議会負担金 1,703 ・ 瀬戸内海地区議会競艇連絡協議会負担金 308 ・ 中核市議会議長会加盟市負担金 110 ・ 全国温泉所在都市議会議長協議会負担金 34 ・ 政務活動費補助金 19,750	

14. インターネットによる映像配信のイメージ図（R4.3～）

パソコンだけではなく、スマホやタブレット端末でも視聴可能な形式で配信。ライブ映像配信用及び録画中継配信用に業者のサーバを利用しているが、映像配信、動画編集、アップロード等の作業自体はすべて事務局職員が行っている。



新庁舎整備事業の中で整備



- ・ソフトウェアエンコーダー(TV用映像をパソコン用映像に変換するもの): GV-USB2
- ・無料配信ソフト: Open Broadcaster Software
- ・動画編集ソフト: TMPGEnc Video Mastering Works 6

議会中継2次元コード



15. 各種議長会・協議会等加盟一覧表

令和8年4月1日現在

名 称	加 盟 数 [※]
○ 全国市議会議長会	7 9 2 市・2 3 区
・ 基地協議会	1 7 3 市・5 4 町村
・ 石油基地防災対策都市議会協議会	4 6 市
・ 高速自動車道市議会協議会	3 1 9 市
・ 特定第三種漁港協議会	1 3 市
・ 全国自治体病院経営都市議会協議会	2 4 9 市・1 8 組合
・ 全国温泉所在都市議会議長協議会	1 0 2 市
○ 中国市議会議長会	5 4 市
○ 山口県市議会議長会	1 3 市
○ 中核市議会議長会	6 2 市
○ そ の 他	
・ 全国競艇主催地議会協議会	3 4 団体
・ 瀬戸内海地区議会競艇連絡協議会	9 団体

※加盟数の時点は各種議長会・協議会ごとに異なります。

16. 歴代正副議長一覧表

代	議 長	就任年月日	退任年月日	代	副 議 長	就任年月日	退任年月日
1	小 浜 俊 昭	平 17. 2. 15	平 19. 2. 12	1	佐 伯 伸 之	平 17. 2. 15	平 18. 2. 16
2	関 谷 博	平 19. 2. 27	平 21. 2. 27	2	小 山 和	平 18. 2. 16	平 19. 2. 12
3	関 谷 博	平 21. 2. 27	平 23. 2. 12	3	福 田 幸 博	平 19. 2. 27	平 20. 2. 27
4	関 谷 博	平 23. 2. 28	平 27. 2. 12	4	長 秀 龍	平 20. 2. 27	平 21. 2. 27
5	関 谷 博	平 27. 2. 26	平 29. 3. 2	5	門 出 眞 治	平 21. 2. 27	平 22. 3. 1
6	戸 澤 昭 夫	平 29. 3. 2	平 31. 2. 12	6	林 真 一 郎	平 22. 3. 1	平 23. 2. 12
7	林 透	平 31. 2. 27	令 3. 3. 2	7	末 永 昇	平 23. 2. 28	平 24. 2. 29
8	亀 田 博	令 3. 3. 2	令 5. 2. 12	8	末 永 昇	平 24. 2. 29	平 25. 2. 28
9	香 川 昌 則	令 5. 2. 27	令 7. 2. 28	9	林 透	平 25. 2. 28	平 26. 2. 28
10	林 真 一 郎	令 7. 2. 28		10	木 本 暢 一	平 26. 2. 28	平 27. 2. 12
				11	平 岡 泰 彦	平 27. 2. 26	平 28. 2. 26
				12	戸 澤 昭 夫	平 28. 2. 26	平 29. 3. 2
				13	亀 田 博	平 29. 3. 2	平 30. 3. 2
				14	亀 田 博	平 30. 3. 2	平 31. 2. 12
				15	吉 田 眞 次	平 31. 2. 27	令 3. 3. 2
				16	井 川 典 子	令 3. 3. 2	令 5. 2. 12
				17	安 岡 克 昌	令 5. 2. 27	令 7. 2. 28
				18	板 谷 正	令 7. 2. 28	令 8. 3. 2
				19	江 村 卓 三	令 8. 3. 2	

17. 議員報酬変遷一覧表

適 用 年 月 日	区 分	議員報酬	議長の報酬	副議長の報酬	委員長の報酬 (常任・議運)	副委員長の報酬 (常任・議運)
平成17. 2. 13 (在任特例期間)	旧下関市 議会議員	565,000 円	675,000 円	610,000 円	592,000 円	578,000 円
	旧菊川町 議会議員	200,000 円	310,000 円	245,000 円	227,000 円	213,000 円
	旧豊田町 議会議員	190,000 円	300,000 円	235,000 円	217,000 円	203,000 円
	旧豊浦町 議会議員	208,000 円	318,000 円	253,000 円	235,000 円	221,000 円
	旧豊北町 議会議員	190,000 円	300,000 円	235,000 円	217,000 円	203,000 円
平成19. 2. 13		565,000 円	675,000 円	610,000 円	592,000 円	578,000 円
平成25. 4. 1		545,000 円	655,000 円	590,000 円	572,000 円	558,000 円

18. 行政視察来庁一覧表(令和7年)

No.	視察日	団体名		人数	視察項目
1	1/7 (火)	香川県	さぬき市議会	11人	議会改革の取組について
2	1/15 (水)	青森県	三沢市議会	7人	下関市中心市街地にぎわいプランについて
3	1/16 (木)	茨城県	水戸市議会	5人	食を通じた観光振興の取組について
4	1/21 (火)	兵庫県	芦屋市議会	8人	「委員会の調査研究等」及び「市民と議会のつどい」について
5	1/22 (水)	神奈川県	座間市議会	7人	投票率向上の取組について
6	1/23 (木)	静岡県	熱海市議会	6人	議会ICT化の取組について
7	1/23 (木)	東京都	青梅市議会	3人	BOAT RACE下関(収益事業の売上向上につながる取組等について)
8	1/27 (月)	滋賀県	草津市議会	3人	しもまちアプリ(下関公式アプリ)について 下関市とパナソニックグループの包括連携協定について
9	1/27 (月)	群馬県	太田市議会	3人	下関市コミュニティ・スクールについて
10	1/30 (木)	茨城県	守谷市議会	9人	子育てタクシー普及支援事業～しもまちBABYタクシー～について
11	3/27 (木)	中国若手議員の会		7人	①財政健全化について ②子育て支援策について
12	3/28 (金)	中国若手議員の会		7人	アリーナ整備事業について
13	4/24 (木)	岡山県	倉敷市議会	5人	子育てタクシー普及支援事業について
14	5/22 (木)	兵庫県	三田市議会	9人	下関市議会BCPについて その他議会運営全般について
15	7/2 (水)	東京都	三市収益事業組合議会	14人	ボートレース下関について
16	7/23 (水)	山形県	山形市議会	8人	消防団員活動力強化事業について
17	7/24 (木)	長野県	松本市議会	10人	①移住施策について ②シティプロモーションの取組について
18	7/29 (火)	愛知県	安城市議会	9人	下関市立歴史博物館について
19	8/5 (火)	大分県	中津市議会	1人	中心市街地活性化の取組み
20	8/7 (木)	島根県	松江市議会	1人	①下関駅周辺地区市営住宅等建替事業(1期)について ②下関市動物愛護管理センターについて

No.	視察日	団体名		人数	視察項目
21	8/19（火）	京都府	木津川市議会	7人	ふくふくこども館について
22	8/21（木）	新潟県	新潟市議会	4人	創業支援事業について(創業支援カフェKARASTA)
23	10/9（木）	佐賀県	佐賀県議会	11人	次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」
24	10/9（木）	大分県	別杵速見地域広域市町村圏事務組合	9人	下関市奥山工場施設見学
25	10/15（水）	栃木県	鹿沼市議会	7人	健康寿命の延伸について
26	10/15（水）	東京都	町田市議会	4人	学校適正規模・適正配置基本計画について
27	10/16（木）	香川県	高松市議会	3人	第2期下関市観光交流ビジョンについて
28	10/20（月）	東京都	目黒区	8人	ふくふくこども館について
29	10/21（火）	岡山県	備前市	10人	市民と議会のつどいについて
30	10/21（火）	青森県	十和田市議会	8人	消防団員活動力強化の取組について
31	10/23（木）	福岡県	太宰府市議会	2人	指定管理ガイドラインの運用について
32	10/24（金）	栃木県	大田原市議会	7人	災害対策及び消防防災学習館の現地視察について
33	10/28（火）	青森県	弘前市議会	7人	鳥獣被害対策について
34	10/28（火）	千葉県	千葉県議会	17人	安全で安定した給水対策について(高尾浄水場)
35	10/28（火）	大分県	佐伯市議会	8人	①地域子どもサポート事業について ②子ども第三の居場所事業について
36	10/29（水）	三重県	名張市議会	4人	下関市議会基本条例について
37	10/29（水）	滋賀県	近江八幡市議会	7人	移住定住施策について
38	11/4（火）	兵庫県	姫路市議会	10人	下関市中心市街地にぎわいプランについて
39	11/5（水）	茨城県	水戸市議会	3人	日本遺産「関門ノスタルジック海峡」の取組について
40	11/6（木）	岡山県	倉敷市議会	9人	日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶」について

No.	視察日	団体名		人数	視察項目
41	11/7（金）	兵庫県	高砂市議会	8人	次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」について
42	11/12（水）	沖縄県	うるま市議会	7人	住民自治によるまちづくりについて
43	11/12（水）	宮城県	仙台市議会	16人	脱炭素先行地域づくり事業について
44	11/13（木）	島根県	松江市議会	4人	有害鳥獣対策について
45	12/19（金）	東京都	昭島市	5人	次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」について

視察項目（上位3位）

1	議会改革・議会運営 関係	6 件
2	次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」	5 件
3	子育て支援施策「For Kids For Future」関係	4 件

部局別受け入れ件数

こども未来部	9 件	市民部	2 件
議会事務局	6 件	農業振興部	2 件
教育委員会	5 件	保健部	2 件
産業振興部	4 件	建設部	1 件
観光スポーツ文化部	3 件	財政部	1 件
消防局	3 件	上下水道局	1 件
総合政策部	3 件	選挙管理委員会事務局	1 件
ボートレース企業局	2 件	総務部	1 件
環境部	2 件		